123-4567　【郵便区内特別】
○○市○○町○丁目○番地

○○　○○　様

#02-9999900

令和８年５月１１日

茨城県つくばみらい市長
小田川　浩

見本

令和８年度　軽自動車税納税通知書　口座振替用

下記のとおり決定しましたので通知いたします。

納税義務者	住所（所在地）○○市○○町○丁目○番地 氏名（名称）　○○　○○		
賦課年度	令和８年度	課税年度	令和８年度
振替対象台数	８ 台	合計納税額	２，０００ 円
金融機関名	○○銀行		
支店名	○○支店	口座種別	普通預金
口座番号	9999***	口座名義人	○○　○○
納期限	令和８年６月１日	振替日	令和８年６月１日

通知書番号	車両番号（標識番号）	車種	備考	税額
99901-99	０１Ｓ標識１標識２標識３標識４標識５標Ｅ	Ｓ種別１種別２種別３種別４種別５種別６Ｅ	宛名番号：９９９００９９９－９	１，００１ 円
99902-99	０２Ｓ標識１標識２標識３標識４標識５標Ｅ	Ｓ種別１種別２種別３種別４種別５種別６Ｅ	宛名番号：９９９００９９９－９	２，００２ 円
99903-99	０３Ｓ標識１標識２標識３標識４標識５標Ｅ	Ｓ種別１種別２種別３種別４種別５種別６Ｅ	宛名番号：９９９００９９９－９	３，００３ 円
99904-99	０４Ｓ標識１標識２標識３標識４標識５標Ｅ	Ｓ種別１種別２種別３種別４種別５種別６Ｅ	宛名番号：９９９００９９９－９	４，００４ 円

根拠法令

地方税法第443条、第444条および市税条例第80条の規定によって、軽自動車税が課税されます。

延滞金等

(1)納期限までに税金を完納しないときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額（税額に1,000円未満の端数があるときはその端数、全額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てる。）に年14.6％（当該納期限の翌日から１か月を経過する日までの期間については、年7.3％）の割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１％の割合を加算した割合）が年7.3％の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6％の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3％の割合を加算した割合とし、年7.3％の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１％の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3％の割合を超える場合には、年7.3％の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

(2)納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつその督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受ける場合があります。

教示文

納税者は、この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から３か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

この用紙は水に濡らさないでください。

お問い合わせ先
３００－２３９５　茨城県つくばみらい市福田１９５番地
つくばみらい市役所　税務課
ＴＥＬ　０２９７－５８－２１１１（代）